



**ご利用ください  
北檜山職業相談室での  
取り扱いについて**

雇用保険受給手続きから認定・給付まで、ご本人の申し出により八雲出張所で取り扱いが出来ますのでご利用ください。

また、お仕事に関するご相談を派遣日以外でも随時行っておりますのでお気軽にご相談ください。

なお、2月・3月の函館公共職業安定所職員の北檜山職業相談室派遣日は、次のとおりです。

**◎日時**

- ・2月23日 午前9時～午後5時
- ・3月23日 午後1時～午後5時
- ・3月24日 午前9時～正午

**問合せ** 北檜山職業相談室

☎4・5724

**問合せ** ハローワーク函館

☎0138・26・0735

**問合せ** ハローワーク八雲

☎01376・2・2509

**お気軽にご相談を  
函館地方裁判所  
受付相談のご案内**

裁判所では、法律的な問題を抱え、紛争の解決に悩んでいる方々に対し、紛争解決の手続きなどに関する「受付相談」を各裁判所窓口で行っています。また、毎月1回瀬棚町に出張しての受付相談を行っています。

他人との金銭的なトラブル、土地や建物に関するトラブルなどの民事関係の紛争、夫婦や親子に関する問題とか相談に関わる問題などの家事関係の紛争などさまざまな問題が考えられますが、どのような内容の「受付相談」でも結構ですから、お気軽にご相談ください。

軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

なお、出張相談を担当する職員は、予約受付により函館の裁判所の方が月1回第2水曜日に出張してきますので、相談を受けたい方は、毎月第1金曜日までに函館裁判所に電話で相談の予約申し込みをしてください。裁判所の手続きについて詳しく知りたい方は、最寄の裁判所にお尋ねください。

**◎相談日**

・毎月第2水曜日(午後1時30分から午後4時30分まで)

**◎相談場所**

・やすらぎ館(研修室)

**◎予約方法**

・函館の裁判所に電話で相談日の前の週の金曜日までに「受付相談の予約」である旨告げて申し込んでください。(土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで)

**◎相談担当者**

・函館地方、家庭、簡易裁判所の裁判所書記官

**問合せ** 函館地方裁判所

☎0138・42・2151

**ご注意ください  
110番通報  
接続先の変更**

北檜山警察署管内の加入電話からの110番通報は、平成17年3月3日から函館方面本部地域課通信司令室に接続されることになりました。

携帯電話からの通報は、従来どおり函館方面本部地域課通信司令室に接続されます。

事件、事故などで110番通報する場合は、

- ◎市町村名
  - ◎番地名
  - ◎目標となる建物、道路名
- なども通報してください。

**問合せ** 北檜山警察署

☎4・6110

**平成16年分の所得申告の受付が2月14日より始まります。**

国税庁確定申告サイトオープン  
[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

各地区における日程及び会場については、先日全戸配布したチラシをご覧ください。

※各会場では毎年同様に血圧測定・尿検査・血液検査などを実施しております。

**確定申告**

確定申告の受付期間は3月15日まで

指定期日に申告できない方は  
●3月3日午後1時より役場で受付

譲渡所得などの相談  
●2月23日 北檜山町農村改善センター  
●2月24日 今金町役場

お問い合わせ先 / 役場財政税務課 ☎7-3311

消費税及び地方消費税は「消費者からの預かり金」ともいえる税です。定められた期限までに申告・納付をお願いします。

戸籍の窓口

KOSEKI NO MADOGUTI



お誕生おめでとう

- 平田 光輝くん  
平田大輔さん・景子さん/本町9区
- 丸山 雪月ちゃん  
丸山 明さん・深雪さん/本町6区
- 西 倅之介くん  
西雄一郎さん・弘美さん/本町9区
- 佐藤志保里ちゃん  
佐藤陽恵さん・香代さん/本町4区

ご結婚おめでとう

- 小泉 裕敬さん (三本杉)
- 梅津 理子さん (本町4区)

おくやみ申し上げます

- 横野 貞徳さん (66) 本町7区
  - 小町 義一さん (90) 元浦4区
  - 寺崎 きいさん (79) 本町5区
  - 寺山ミトシさん (85) 三杉荘
  - 阿部マサヨさん (76) 本町9区
  - 須田 勝弘さん (81) 本町4区
  - 高畑富美恵さん (91) 三杉荘
- (11月15日から1月14日まで届出)

人口と世帯

	1月末現在 (前月比)
人口	2,741人 (-5)
男	1,313人 (-5)
女	1,428人 (-1)
世帯	1,159世帯 (-5)

**お気軽に「ご相談を登記相談所開設のお知らせ**

函館地方法務局今金出張所の廃止に伴い、現在、司法書士の方々がボランティアで「登記相談所」を開設し、登記に関する各種相談に応じていた、だいたいいるところでは、(月1回程度)相談を希望される場合は、事前に相談希望日の担当となる司法書士へ直接電話にてご予約をお願いします。

◎相談にあたる司法書士

- ・井上正範 ☎01377・2・5325
- ・成田英雄 ☎01376・5・5607
- ・佐々木長芳 ☎01376・3・2703

◎開設時間／午前10時～正午

◎会場／やすらぎ館

**お気軽に「ご相談をアパートなどの退去時のトラブルに注意**

入居者がアパート(借家)などを退去する際、本来は入居者に返還すべき敷金が入居者の負担ではない分まで「原状回復」費用とされたり、高額な修繕費が請求されるといったトラブルが発生しています。

「原状回復」とは、入居時の状態に完全に戻すことではありません。国土交通省のガイドラインによると、借主の不注意にな

◎相談所開設日

- ・2月15日(井上) ※法律相談
- ・3月15日(成田)

関電 役場総務町民課 ☎7・3311

どにより破損や汚れを生じさせた場合は借主の負担ですが、経年劣化などであれば、借主は特に修繕をしなくてもよいとされています。

詳しくは北海道建築指導課または各支庁建設指導課にお問い合わせください。

関電 北海道建築指導課 ☎011・231・4111

関電 檜山支庁建築指導課 ☎01395・2・1010

総務町民課戸籍年金係からのお知らせ 担当：浜登幸恵

国民年金制度改正のポイント

今年4月から皆さんに直接かわる年金のしくみが改正されます。先月口座振替の割引制度についてお知らせしましたが、その他皆さんが「年金を受けることができる資格!」また「より多くの年金をうける!」ため改正されたポイントについて紹介します。



●30歳未満の保険料納付猶予制度  
全額・半額免除制度に加え、30歳未満の方で本人及び配偶者の前年所得が一定以下の場合、申請すれば保険料の納付が猶予されます。(全額・半額免除制度は世帯主の所得も審査しますが、この制度は本人及び配偶者の所得で審査します。)

●第3号被保険者(会社員・公務員などに扶養されている妻(夫))の届出  
現在届出期間は2年前までしかさかのぼることができませんが、届出を忘れていた期間について、届出することによって2年前より以前の期間も算入されます。

いずれにしても、自分で申請をする、届出をすることが必要です。年金がもらえないということだけにはならないよう、制度を知って利用しましょう。

**国民年金保険料は期限内に納めましょう!**